香芝市告示第１８９号

滞納処分停止通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、国民健康保険法（昭和３２年法律第１９２号）第７８条の規定により準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、当市健康福祉部国保医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、国民健康保険法第７８条の規定により準用する地方税法第２０条の２第３項の規定により、同条第２項の規定による措置を開始した日から起算して７日を経過したときに当該書類の送達があったものとみなす。

令和８年１０月２日

香芝市長　三　橋　和　史

送達を受けるべき者

略